

町社会福祉協議会(大方・佐賀両支所)へ提出してください。

※申込書は、役場窓口および社会福祉協議会にあります。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

黒潮町社会福祉協議会

☎ 43-0315

**あつたかふれあいセンター
合同カラオケ交流会**

前回好評だった、あつたかふれあいセンター合同カラオケ交流会(第2弾)を開催します。町内3カ所のセンター利用者が自慢の歌声を披露します。

見学は自由ですので、ぜひお越しください。昼食(500円)をご希望の方は、お近くのあつたかふれあいセンターへご連絡ください。

◆日時 7月22日(金)

午前11時～午後3時

◆場所

総合センター2階大ホール
(佐賀支所前)

○昼食申し込み・お問い合わせ
あつたかふれあいセンターへ

☎ 55-7350 (月～金)

あつたかふれあいセンター北郷
☎ 43-1595 (火・木)

あつたかふれあいセンターよりあい
☎ 43-3630 (月～金)

**障がい者・高齢者の在宅生活を
支援します(住宅改造支援事業)**

黒潮町内に住所を有する障がい者や高齢者などが、在宅生活を送ることができるよう、住宅改造にかかる費用を助成します。

助成を希望する方は、住宅改造の着工前に担当係またはケアマネージャーなどにご相談ください。

◆対象世帯

町内に住所を有し、主たる生計中心者の所得税額が30万円未満であって、次のいずれかに該当する方を含む世帯。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方で、身体上の障がいが1級・2級の方
- ② 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害の3級の方
- ③ 介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方
- ④ 65歳以上の高齢者のみで居住している方

◆対象となる経費

浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室などの工事経費で、町長が必要と認めたもの。

※介護保険制度や日常生活用具給付事業の住宅改修費が優先。

◆助成額

①～③ 申請額の3分の2(上限100万円)

④ 申請額の3分の2(上限30万円)

※生活保護受給世帯は全額助成。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課
福祉係または介護保険係

☎ 43-2116 (課直通)

**高齢者向け給付金(年金生活者等
支援臨時福祉給付金)のお知らせ**

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低所得の高齢者の方に対して、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

◆支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)が対象です。

※平成27年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の方は対象外です。

●平成27年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など

●生活保護制度の被保護者

●支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

支給対象者1人につき3万円

◆申請手続き

支給対象者と思われる方に4月下旬に案内書と申請書を送付しています。申請書に必要書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください(郵送可)。

◆申請期限 ※当日消印有効

8月2日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)